

公共下水道

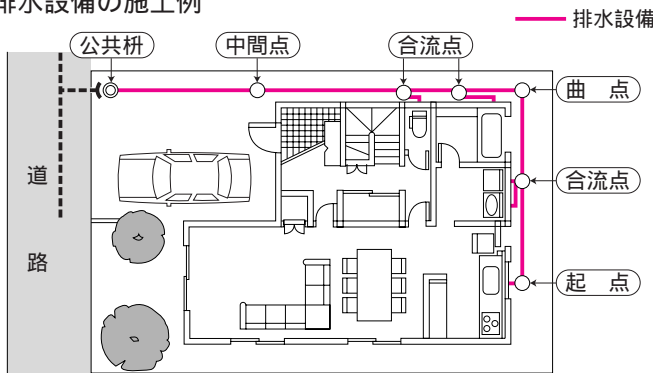
排水設備工事は指定工事店へ

先月号では、各種の補助金制度について、ご紹介いたしました。
今月号では、排水設備工事について、ご紹介いたします。

排水設備工事

下水道が整備され、各家庭のトイレや台所などから、町で設置した公共枡までの間を污水管で接続する工事を排水設備工事といいます。

排水設備の施工例



排水設備工事の発注者

排水設備工事は、各家庭で責任をもって実施しなければならぬ工事で、町の指定工事店に申込みなければなりません。

この排水設備工事が終了して、はじめて下水道が利用できるようになります。

下水道事業により、汚水进行处理してきれいな水環境を創造し、次代を担う若い世代に豊かな自然環境を引き継ぐためにも、排水設備工事は、すみやかにいきましょう。

下水道への接続

排水設備工事の実施時期は

下水道が整備されると、下水道を使用することができるようになる日（供用開始日）と使用することができるようになる区域（排水区域）などを町で告示します。
排水設備工事は、供用開始の告示の日以降に実施してください。



法令等の規定では

- くみ取り式トイレの家庭
3年以内に接続することが義務づけられています。（下水道法第11条の3）
- 左記以外のトイレ（浄化槽）
遅滞なく接続することが義務づけられています。（下水道法第10条）

排水設備工事は指定工事店へ

排水設備工事は、適正な工事の施工を確保するために、町で指定した排水設備指定工事店で行う必要があります。

指定工事店は、基準にあった工事を施工するために必要な技術を習得しており、安心して工事をまかせることができます。

各種制度の活用を

排水設備工事の申し込みは
供用開始の告示前

排水設備工事は、早期接続特別

奨励金制度や融資あっせん制度を活用して早期に実施してください。

●早期接続特別奨励金制度

排水設備工事は、供用開始日以降でない到着手することができませんが、供用開始日前に排水設備工事を町の指定工事店に申し込むと、「早期接続特別奨励金」5万円が交付されます。

この奨励金の交付を受けると、受益者負担金の納付額は、15万円となります。

●融資あっせん制度の活用を

既設のくみ取り式トイレを水洗トイレに改造して、公共下水道に接続する工事や既設の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事を行う場合には、工事に必要な資金の融資あっせんが受けられます。
また、借入れにかかる利子の2分の1を町で負担しますのでお気軽にご利用ください。

排水設備工事への着手

工事を施工するときは、町への届け出が必要となります。
工事は、あらかじめ、届け出等に必要な日数を考慮して、ゆとりをもって、指定工事店に依頼してください。

問い合わせ 水道課下水道係

☎(84)3111 内線371